

等々力緑地魅力づくり推進業務委託
プロポーザル実施要領

令和3年9月
川崎市建設緑政局

目次

1	業務概要	1
	(1) 件名	1
	(2) 目的	1
	(3) 業務内容	1
	(4) 履行期間	1
	(5) 履行場所	1
	(6) 事業委託料	1
2	参加資格	1
3	担当部署及び問合せ先	2
4	企画提案の流れ	2
	(1) スケジュール	2
	(2) 参加意向申出書等の提出	3
	(3) 質問書の受付及び質問書に対する回答	3
	(4) 参加資格確認結果通知の発送	3
	(5) 企画提案書の提出	3
5	審査方法	4
	(1) 評価委員会の設置	4
	(2) 書類審査の実施	4
	(3) ヒアリング審査の実施	5
	(4) 選定結果の通知（予定）	5
	(5) 選考基準及び順位の確定方法	5
6	プロポーザル参加資格の喪失	6
7	その他留意事項	7
8	参考資料	7

1 業務概要

(1) 件名

等々力緑地魅力づくり推進業務委託

(2) 目的

等々力緑地では、令和2年2月に策定した「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」に基づく検討を進め、「新たな日常」の実現に向けた視点を加えて公園機能の充実をより一層図ることを目指し、等々力緑地再編整備実施計画の改定作業を進めています。また、国においては「新たなステージに向けた緑とオープンスペースの政策の展開」や「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」に対応した取組の必要性を示しています。

これらのことを踏まえ、等々力緑地内の既存の施設を活かしながら、密を避けるなどの「ニューノーマル」を実践することに加えて、恒常的な賑わいや魅力の創出に繋げることを目的とし、実証実験の実施と有効活用の検討について委託するものです。

(3) 業務内容

実証実験の実施内容には、インターネットに接続可能なワーキングスペースの設置及び新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた軽食などの飲食を提供する場を設置し、運営することとします。

ア 実証実験実施に係る事前調整

イ 実証実験の実施（設営、運営及び撤去）

ウ 参加者の募集方法の企画及び広報の実施

エ アンケート調査の実施

オ 継続的な活用に向けた課題の抽出と方向性の提案

カ 報告書の作成

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月15日まで

(5) 履行場所

等々力緑地（川崎市中原区等々力1）

(6) 事業委託料

以下の金額を上限とします。

4,270,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しないこと

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (3) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他業務・01 イベント」に登録があること。なお、公告時点において、指定した業種に登録がない場合については、令和 3 年 9 月 15 日（水）までに川崎市財政局契約課が規定する申請手続を完了させ、10 月 1 日（金）に名簿登載されていることを参加条件とする。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者であること
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること
- (8) 川崎市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、その他関連法令に違反していないこと

3 担当部署及び問合せ先

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室事業推進担当 中村、大村

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12 番地 1

川崎駅前タワー・リパークビル 17 階

電 話 044-200-2408（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール 53todose@city.kawasaki.jp

4 企画提案の流れ

(1) スケジュール

内容	期間等
仕様書・実施要領等の公表	令和 3 年 9 月 10 日（金）
参加意向申出書等の提出	令和 3 年 9 月 10 日（金）から令和 3 年 9 月 29 日（水）までの期間の閉庁日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く。）
質問書の受付	令和 3 年 9 月 17 日（金）から令和 3 年 10 月 4 日（月）までの期間の閉庁日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く。）
参加資格確認結果通知発送	令和 3 年 10 月 5 日（火）

質問書に対する回答	令和3年10月7日(木)
企画提案書受付	令和3年9月24日(金)から令和3年10月15日(金)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
書類審査	令和3年10月18日(月)から令和3年10月22日(金)まで
ヒアリング審査(予定)	令和3年10月28日(木)、11月1日(月)、2日(火)、4日(木)のうち、指定の日時
選定結果の通知(予定)	令和3年11月5日(金)
業務委託契約締結(予定)	令和3年11月8日(月)以降

(2) 参加意向申出書等の提出

郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により次の資料(各1部)を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書(本市のHPからダウンロードして御使用ください。なお、不明な場合は上記3の等々力緑地再編整備室担当宛てにお問い合わせください。)

(イ) 誓約書(上記2に記載した事項についての誓約書になります。本市のHPからダウンロードして御使用ください。)

(ウ) 履歴事項全部証明書1部

イ 提出期間

令和3年9月10日(金)から令和3年9月29日(水)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)(郵送の場合は令和3年9月29日(水)午後5時までに必着)

ウ 提出先

3に同じ

(3) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、令和3年9月17日(金)から令和3年10月4日(月)午後5時までの期間に、上記3の等々力緑地再編整備室担当宛てに電子メール(添付文書がある場合にはMicrosoft Word形式、A4版縦・横書き)で送付してください。

回答は、令和3年10月7日(木)に参加資格を有する全ての参加意向申出書の提出者に対して電子メールにて回答いたします。

(4) 参加資格確認結果通知の発送

令和3年10月5日(火)に、参加意向申出書の提出者宛てに、参加資格確認結果通知を郵送します。また、参加資格要件を満たす者には、関係書類提出要請書も併せて郵送します。

(5) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次の期日までに必要書類を郵送(書留郵便等の配達記録が残

る場合に限る。) もしくは持参により提出してください。

ア 提出期間

令和3年9月24日(金)から令和3年10月15日(金)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)(郵送の場合は令和3年10月15日(金)午後5時までに必着)

イ 提出先

3に同じ

ウ 提出書類

次の(ア)～(エ)は任意様式とします。

(ア) 企画提案書

20ページ以内とする。

(イ) 業務実績表

(ウ) 見積書

(エ) 実施体制及び配置予定人員

(オ) 法人概要(パンフレット等)

エ 注意事項

(ア) 提出書類は、正1部と副8部をそれぞれ製本し、提出してください。

(イ) 用紙はA4版縦横どちらでも可(図表等がみにくくなる場合には、A3横・三つ折りを含むことも可とする。)、左上1か所で綴じてください。

(ウ) 提出された提案書類は返却しません。

(エ) 提出後、提案者側からの提案書類の差し替え及び追加はできません。

(オ) 提案書類については、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容全てが契約に反映されるとは限りません。

(カ) 提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

5 審査方法

(1) 評価委員会の設置

「プロポーザル選定評価委員会設置要綱」に基づき評価委員会を設置し、書類審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 書類審査の実施

ア 日程(予定)

令和3年10月18日(月)から令和3年10月22日(金)まで

イ 実施方法

7者以上から企画提案書の提出があった場合には、選考基準のヒアリング項目を除いた項目について書類審査を実施し、合計得点の上位6者を書類審査通過者として選定します。なお、書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての

事業者へ通知します。また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。

企画提案書の提出が6者以内であった場合には、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施し、提案のあった全ての事業者に対して事前に審査の日程等を併せて通知します。

(3) ヒアリング審査の実施

ア 日時（予定）

令和3年10月28日（木）、11月1日（月）、2日（火）、4日（木）のうち、指定した日時を個別に連絡します。

イ 場所

未定（調整の上、個別に連絡します。）

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書に基づき、15分程度で提案説明を行っていただき、その後15分程度質疑応答を行います。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各提案事業者につき2名以内とします。

(4) 選定結果の通知（予定）

令和3年11月5日（金）

(5) 選考基準及び順位の確定方法

ア 選考基準

次の評価項目に沿って、選考を行います。

(ア) 業務目的及び内容の理解度

事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

(イ) 事業実施体制

業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールや体制となっているか。

(ウ) 事業の企画・運営力

これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。また、効果的かつ効率的な運営配慮がなされ、提案内容に具体性と実現性があるか。

(エ) 関連業務の過去の実施実績

本業務に活用できるような経験を過去の業務において実施しているか。また、業務に活かせる知識やノウハウを有しているか。

(オ) 予算の妥当性

企画内容と見積書の整合性が図れており、費用対効果がみられる提案内容か。

(カ) ヒアリング（プレゼンテーション）

等々力緑地や地域資源を活かし、魅力を発信する機会となるような PR 力や積極性があるか。

イ 採点方法

(ア) 配点

選考基準に基づく評価項目を設定し、100 点満点とします。各委員は、事業者ごとに選考基準に基づく評価採点表に点数を入れます。事業者ごとに最高得点と最低得点の委員の点数を除外したうえで、残りの委員の点数を合計したものをその事業者の合計得点とします。

(イ) 各配点の考え方

各項目の評価は、5 点または 10 点を満点とした次表の 5 段階評価とします。

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

(選考基準のうち、(エ) 関連業務の過去の実施実績については、5 点満点とします。)

(ウ) 基準点

総合計点の 6 割の 360 点とします。

ウ 順位の確定方法

事務局は、各委員の合計点を提案業者ごとに集計し、最も高い合計点を獲得した業者を契約先として選定します。当該集計において、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の（ア）～（ウ）の選考過程により最終順位を確定し、選定業者とします。なお、提案業者が 1 業者のみの場合については、基準点を満たした場合に選定業者とします。

(ア) (5)「選考基準及び順位の確定方法」ア「選考基準」(ウ)「事業の企画・運営力」の合計点が最も高い業者

(イ) (ア) に該当する業者が複数ある場合、経費見積額が最も低い業者

(ウ) 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した業者

6 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 「2 参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき

7 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

8 参考資料

企画提案書類の作成の際に、必要に応じて活用してください。

- (1) 等々力緑地について
<http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-11-0-0-0-0-0-0-0.html>
- (2) 等々力緑地再編整備について
<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-5-0-0-0-0-0-0.html>
- (3) 等々力緑地のマーケットサウンディング実施について
<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000101739.html>
- (4) 等々力緑地再編整備事業に係る民間提案の提出について
<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000105291.html>
- (5) 等々力緑地再編整備事業に係る民間提案に対する審査講評について
<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000110985.html>
- (6) 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針について
<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000119609.html>
- (7) 等々力緑地再編整備計画推進委員会について
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-5-3-0-0-0-0-0.html>
- (8) 大規模投資的事業の検討を踏まえた今後の対応について
<https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/170/0000125655.html>
- (9) 「等々力緑地再編整備実施計画改定骨子（案）」の市民意見の募集について
<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000129507.html>
- (10) 業者登録申請について
<https://www.city.kawasaki.jp/233300/category/253-1-0-0-0-0-0-0-0.html>